第１章　計画策定の趣旨

１．計画策定の背景と目的

富田林市では、母子及び寡婦福祉法の規定による「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に基づき、ひとり親家庭等の自立を支援する施策を総合的かつ計画的に展開するため、平成19年３月に「富田林市ひとり親家庭自立促進計画」を策定しました。

近年、離婚等の増加とともに、母子家庭や父子家庭といったひとり親家庭等も増加しています。富田林市の平成 22 年における離婚率（人口千人あたりの１年間の離婚件数）は 2.22 で、全国の 1.99 や大阪府の 2.39 に比べて中間に位置し、離婚件数は年間 250 件前後で推移しています。平成 22 年の児童扶養手当の対象世帯は、1,564 世帯で、平成 19 年と比較して 90 世帯の増加となっています。

ひとり親家庭等は、子育てや生計、家事などの役割をひとりで担わなければならないため、精神的・身体的な負担が大きく、また、厳しい雇用・経済情勢を背景として、ひとり親家庭等を取り巻く環境は以前に増して厳しい状況となってきています。

安心して子育てができる環境と経済的な安定を得て、ひとり親家庭等の誰もが未来に希望が持てるようになるためには、引き続き子育て支援や就業支援、経済支援など多様なニーズに応じたきめ細やかな支援が必要です。

これらの状況を踏まえ、平成25年度以降の本市におけるひとり親家庭等の自立を促進するための支援のあり方、方向性を示すとともに施策の推進を図るため、「第二次富田林市ひとり親家庭自立促進計画」を策定するものです。

２．計画の位置付け

本計画は、本市のまちづくりの上位計画である「富田林市総合計画」の部門別計画である「富田林市次世代育成支援行動計画」の分野別計画であり、母子及び寡婦福祉法第 11 条の「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を踏まえ、同法 12 条の「母子家庭及び寡婦自立促進計画」として策定するものです。

３．計画の期間

この計画の期間は、平成 25 年４月１日から、平成 30 年３月 31 日までの５年間とします。

４．計画の策定体制

本計画は、ひとり親家庭をめぐる様々な状況やニーズを把握し、自立を促進するための支援のあり方や施策の方向性を計画に位置づけるため、アンケートによる実態調査を実施するとともに、学識経験者、母子福祉団体、地域福祉団体、行政関係者などで構成する「富田林市次世代育成支援対策推進協議会」で、計画の審議・検討を行いました。

５．用語の説明

◆母子家庭

離婚、死別等により配偶者のない女子が、20 歳未満の児童を扶養している家庭

◆父子家庭

離婚、死別等により配偶者のない男子が、20 歳未満の児童を扶養している家庭

◆寡　婦

現在未婚であり、かつて母子家庭の母として 20 歳未満の児童を養育していたことがある人

◆ひとり親家庭等

母子家庭・父子家庭及び寡婦